

○厚生労働省令第六十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第七十六条第三項、第七十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

別表第一 (第十六条、第十七条関係)

作業の区分	(略)	名称
令第六条第十八号の作業のうち、次の二項に掲げる作業以外の作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(講習科目を次項の金属アーク溶接等作業に係るものに限定したもの)以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。を除外。令第六条第二十号の作業の項において同じ。)を修了した者	特定化学物質作業主任者
令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アーク溶接する作業、又はガウジングする作業その	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(金属アーク溶接等作業主任者限定	金属アーク溶接等作業主任者

改正前

別表第一 (第十六条、第十七条関係)

作業の区分	(略)	名称
令第六条第十八号の作業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者
(新設)	(新設)	(新設)

備考 (略)	(略)	他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業(以下この項において「金属アーク溶接等作業」という。)
	(略)	技能講習を含む。
	(略)	

備考 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	

(四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正)

第二条 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(四アルキル鉛等作業主任者の選任)

第十四条 事業者は、令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。第二十七条において同じ。)を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならない。

第二十七条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則の定めるところによる。

改正前

(四アルキル鉛等作業主任者の選任)

第十四条 事業者は、令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならない。

第二十七条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の定めるところによる。

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第三条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正する。